

## 市民がつくった 丸亀市男女共同参画推進条例



### 条例の制定過程

H18.2月 「男女共同参画プランまるがめ」策定

7~11月 ワークショップ(全5回開催)条例素案作成  
公募含むメンバー24名

H19.2月 庁内原案決定

3月 男女共同参画審議会に条例案を諮問(～7月 全4回開催)

5/1~5/31 パブリックコメント

7/24 男女共同参画審議会より答申

9月 定例市議会で可決

# 丸亀市男女共同参画推進条例が制定されました

平成19年9月25日、丸亀市男女共同参画推進条例が制定されました。

(平成20年4月1日施行)

「市民による市民のために作られた市民の条例」です。

「丸亀市に生きるすべての男女が、生き生きと安心して暮らせるまちの実現を願い」

「市民と事業所と市が協働して、互いのたゆみない努力により、真の男女共同参画社会を築く決意」が記されています。

条例制定の喜びと今後の展望などを、丸亀市男女共同参画審議会委員に語っていました。

井原理代さん (香川大学大学院地域マネジメント研究科長、香川県男女共同参画審議会会長) ワークショップの講師及びファシリテーター(進行役)。丸亀市男女共同参画審議会には特別委員として審議に加わる。

阪根健二さん (香川大学教育学部准教授)

真鍋志朗さん (丸亀商工会議所副会頭)

岡本恵子 (ゆめネットワーク代表)

井原

香川県内8市の中で、最初の男女共同参画の条例が丸亀市にできたことは、県全体の男女共同参画にとっても新たな一步だと喜んでいます。お手伝いが出来たことを光榮に思います。今回よりも、市民によるワークショップで、白紙から条例が出来上がったことに本当に感動しました。

そうですね。行政が原案を作つて審議会で意見を聞くだけの追認方式ではなく、条例を一から市民が作りあげた過程に意味と価値がある。市政に参画する市民の素直で真摯な声が息づいている条例だと思います。

行政案を審議するのではなく、自分たちで条例を作る苦労と喜びを味わうことができました。

行政担当者の熱意と市民の意気込みを感じました。

ワークショップに参加した市民が、「男女共同参画は、みんなのもの」という気持ちをもつていたこと。それに、男女共同参画室からの情報提供もよかったです。先進地条例を整理して独自にまとめた資料のお陰で、遠い存在だった条例作りにスッと入つて行けたと思います。市民が主役で行政が支援するという理想的な協働作業でした。

男女共同参画室が、全局的に取り組める課に設けられたことも条例ができた要因の一つではないだろうか。

審議会委員も男女共同参画の専門家ではなく、さまざまな立場の市民です。納得できるまで充分時間をかけて討議しました。市民の熱心さと素直な思いが、この条例のタイトル「男女共同参画推進条例」に表れています。

「推進」の言葉を是非入れたいという思いは、ワークショップのプロセスを象徴するものです。

審議会でも、委員が自由に発言できる雰囲気でした。

実際に使う立場の市民の強い意志こそ大切です。



### 男女共同参画…私の視点

井原

私は、自分が子育てをしながら仕事をするのに四苦八苦でしたから、仕事をしながら子どもを育てられるのが当たり前のことにならないかと切実に感じていました。仕事も家庭も含めた日常生活において、男性も女性も能力が發揮できる環境ができたらいいな。

井原

丸亀市民のための「幸せ条例」ですから、市民のみなさんの生活・生き方がどう変わったか、自分たちでフォローアップしていくください。

これからも、男女共同参画が担当課だけの仕事になつてはいけません。市役所内での横断的な繋がりが不可欠です。今後の取り組みに大いに期待しています。

### 条例を活かして使おう

井原

食住近接の地方では、一人ひとりの顔が見えることで男女共同参画の働き方と生活ができるやすいという良さもあり、香川県は、住みやすく働きやすい県になり得ると思っています。

ぜひ丸亀市から、どこよりも住みたくなるまちをアピールしてもらいたいです。

条例ができたことによる効果が出るようになります。私たち市民も条例を活かしたまちづくりを進めていかなければなりません。

男女共同参画推進条例は基本条例であり、理念とスタンスを象徴している。この条例が今後のさまざまな取り組みの柱となる。その柱を市民が作り上げたことが素晴らしい。

阪根

丸亀市民のための「幸せ条例」ですから、市民のみなさんの生活・生き方がどう変わったか、自分たちでフォローアップしていくください。

これからも、男女共同参画が担当課だけの仕事になつてはいけません。市役所内での横断的な繋がりが不可欠です。今後の取り組みに大いに期待しています。

井原

高度成長期には企業戦士が求められました。現代は企業の活動にも商品に対しても多様性が求められます。これまで女性が担ってきた家庭での役割・料理をしながら、洗濯し、掃除もし、子どもが怪我しないように注意して…そんな多面的なアプローチが、企業に必要とされているのではないのでしょうか。

制度改正の要求があり、真摯に意見を受け入れて法律を上回る制度を作りました。後は、その制度を有意義に使えるかどうかです。今のところ男性の利用は若干です。

真鍋

男女雇用機会均等法ができ、女性も色々な分野の仕事が選択できるようになつた。成果主義を経て、役割主義へと変わっている。仕事と子育てや家庭生活との両立支援を行う事で、女性も能力を発揮し、活躍できる場が広がっています。

井原

制度改正の要求があり、真摯に意見を受け入れて法律を上回る制度を作りました。後は、その制度を有意義に使えるかどうかです。今のところ男性の利用は若干です。

真鍋

そのためには、どこが問題で、どのように社会が変わればいいか。私が男女共同参画を考える視点は、権利や義務の発想ではありません。男性も女性も、高齢者も若い人も、それぞれのやりたいことができる環境をつくることが男女共同参画だと思っています。

企業の意識も20年前と今では雲泥の差です。以前、女性は結婚すれば退職していました。

今では制度が整備され、会社の考え方も変わっています。育児休業の期間、会社は、派遣社員を雇つたり、仕事の分業やロー

テーションなど働き方を見直します。復帰した社員は、育児経験から学んだことを生かして働き、それは会社の効率化、活性化につながっています。